

# 旧規格の消火器は **2021 年 12 月 31 日** までに交換が必要です。

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。

[詳しくはこちらをご覧ください。](#)

先般、兵庫県姫路市において、火災の際に使用した点検未実施の消火器が破裂し、初期消火を行っていた従業員が負傷する事故が発生しました。建物の関係者（所有者、管理者等）は、法令に基づいて設置された消火器などの消防用設備等について、定期的に点検を行い、報告する義務があります。

（問い合わせ先）

粕屋南部消防組合消防本部 予防課指導係

TEL 092-935-6389（予防課指導係直通）